

公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会役員等の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）定款第31条第2項の規定に基づき、本会の役員等の費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

(費用弁償の種類及び金額)

第2条 役員が職務により会議等に出席したときは、費用弁償として本会の旅費規程の基準に従い交通費実費弁償等を支給する。ただし、常勤の役員については、交通費実費弁償等を支給しない。

(支給方法)

第3条 前条の交通費実費弁償等は、役員が前条の会議等に出席する都度、現金により支給する。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。